

第198回国会（常会・平成31年1月28日～令和元年6月26日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	概要	参考資料
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律	内閣府	令和元年 6月 7日	令和元年 6月14日	公布の日から起算して三月を経過した日から(ただし一部を除く)	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る必要がある。	資料A
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律	国土交通省	令和元年 5月10日	令和元年 5月17日	公布の日から起算して六月を超えない範囲内。(ただし一部は公布の日から起算して一年を超えない範囲内)	建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対し小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明を義務付けるとともに、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等の措置を講ずる必要がある。	資料B
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	法務省	令和元年 5月17日	令和元年 5月24日	公布の日から起算して六月を超えない範囲内。(ただし一部は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内)	所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものの登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかったものについての裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講ずる必要がある。	資料C
戸籍法の一部を改正する法律	法務省	令和元年 5月24日	令和元年 5月31日	公布の日から起算して二十日を経過した日から(ただし一部を除く)	国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用して親子関係の存否、婚姻関係の形成等に関する情報その他の戸籍関係情報を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者からの照会に応じて提供することができるようにする等の措置を講ずる必要がある。	資料D
浄化槽法の一部を改正する法律	環境省	令和元年 6月12日	令和元年 6月19日	公布の日から起算して一年を超えない範囲内。(ただし一部の規定は、公布の日から施行)	浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽に係る制度を整備するとともに、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について定める必要がある。	資料E